

# TOKYO働き方改革宣言

残業の縮減と年次有給休暇の取得促進により、働きやすい職場づくりに取り組みます。

平成29年3月31日

東京都社会保険労務士会

## 目標

《働き方の改善》時間外労働について月一人15時間以内を目指します。

《休み方の改善》年次有給休暇の取得率70%以上を目指します。

## 取組内容

《働き方の改善》①職員の業務内容、業務量等を把握し、業務が偏らないよう平準化を図ります。  
②終業時刻以降に予め業務が組まれている場合は、始業・終業時刻を遅くする等時差勤務を可能にします。  
③必要性のない残業を縮減するために時間外勤務の事前申請及び必要性の確認を徹底します。

《休み方の改善》年次有給休暇の計画的付与制度を導入するとともに年次有給休暇の取得状況を定期的に確認します。